

## FP Topics =知っておきたい災害時の救済制度= 2023年1月号

### =One's impressions=

寒い日が続きます。体調管理等くれぐれもご自愛ください。さて、今月は災害時に役立つ諸制度について特集してみたいと思います。

我が国日本は、地震や台風など災害が多い国です。最近では線状降水帯等の集中豪雨による土砂災害も多く発生しており、不測の事態は文字通り予測不能です。罹災してしまった際、役立つ制度を確認しておきたいものです。

### =罹災証明書を申請する=

不運にも罹災してしまった場合、必ず罹災証明書を申請しておく必要があります。

公的支援金や災害義援金などを受給する場合、税金の減免や融資を受ける場合に必要となります。

罹災証明書は災害による住居等の被害の程度を証明する書面であり、その申請窓口は市区町村です。申請には本人確認書類（マイナンバーや運転免許証等）が必要となりますが、住居等の被害状況をスマートフォン等で記録しておくことも重要です。

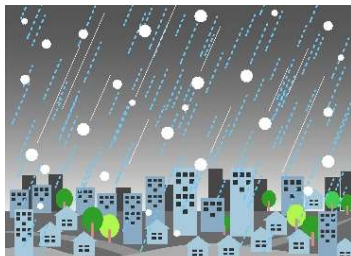
罹災証明書により証明される被害程度の区分は、次の6つの区分に分類されています。

出典：内閣府HP

### 被害の程度と損害基準判定

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※損害基準判定は、住居の主要な構成要素の経済的被害の住居全体に占める損害の割合。



### =住宅の応急修理=

罹災後、できるだけ早期に修理をしたいものです。その際、利用できる制度が災害救助法に基づく『住宅の応急修理制度』です。

この制度は、都道府県または市区町村が業者に修理を委託し、修理代金は直接業者に支払われる仕組みとなっています。

被災者が自ら部材等を購入して修理等した場合は、この制度の対象とはならないので、気を付ける必要があります。

### 住宅の応急修理制度（災害救助法）

出典：内閣府HP

#### 対象となる要件

- 災害により大規模半壊・中規模半壊・半壊または準半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状況にあること。（その他一定の条件あり）
- 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- 応急仮設住宅（民間借り上げ住宅を含む）公営住宅を利用しないこと。（一時的な避難場所として公営住宅を利用している場合は除かれる）

#### 支援の内容

- 被災した住宅の屋根、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

※地震等が原因で家電製品が損傷した場合は対象とならない。

#### 修理限度額と期間

- 一世帯当たり59万5,000円が限度
- 準半壊の場合は30万円が限度
- ※災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害については6か月以内）に完了すること。

被害の程度が全壊・大規模半壊である場合。やむを得ず住宅を解体する場合。また、長期間の避難が必要な場合等においては、被災者生活再建支援法による『被災者生活再建支援制度』に基づき基礎支援金が支給されます。

住宅の補修や建設等を行う場合にも、加算支援金が支給されます。なお、当該支援金の使途は限定されていないので、必ずしも住宅の再建等に使う必要はないということです。また、一定の条件の基に『災害復興住宅融資』を受けることも可能です。

対象被災世帯

出典：内閣府HP

1. 住宅が全壊した世帯
2. 住宅が半壊又はやむを得ず解体した世帯
3. 居住不能な状況が継続し長期避難している世帯
4. 住宅が半壊し、大規模な補修が必要な世帯
5. 住宅が半壊し、相当規模の補修が必要な世帯

支援金支給額

(単位：万円)

	基礎支援金	加算支援金		合計
		建設・購入		
1 全壊 2 解体 3 長期避難	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃貸 (公営除く)	50	150
4 大規模半壊	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃貸 (公営除く)	50	100
5 中規模半壊	—	建設・購入	100	100
		補修	50	50
		賃貸 (公営除く)	25	25

※世帯の人数が1人の場合は3/4の額となる。

申請期間

- ✓ 基礎支援金⇒原則、災害発生日から13ヶ月以内
- ✓ 加算支援金⇒原則、災害発生日から37ヶ月以内

その他の支援制度

	制度等	問い合わせ先
死亡	災害弔慰金	市区町村
障害	災害障害見舞金	市区町村
生活資金	生活福祉資金	社会福祉協議会



暢気に快適な尾根道をとことこ歩いていました。日差しは暖かく、冷えた身体が陽気を吸収しているようです。晩秋の山1,600mの高度で、一晩中雨に降られながら寝ていたのですから・・・体温が徐々に上昇してくるのを感じていました。

時折、美しい紅葉の名残りを見かけます。大峯の紅葉時期は比較的早く、見頃の時期はさぞかし美しいんだろうなと想像を巡らせます。しかし、見頃を過ぎた紅葉は、どこか寂しさを感じます。

昨夜の野営地で遭遇した、真紅の広葉樹の映像がふと浮かびあがりました。真っ暗な谷底の入り口、まるでスポットライトを浴びているように、スッと立っていたあの広葉樹です。歩きながらブルっと身震いし、あー行かなくてよかったーと独り言ちました。

弥山小屋直下はしばらく急登が続きます。その急登直前、聖宝ノ宿跡を通過します。ここには聖宝理源大師が鎮座されています。役ノ行者没後、百数十年の後に修験道の教儀を確立されたそうです。大峯山奥の院、小篠ノ宿で修業を重ねられた高僧です。修験道中興の祖とされており、京都の醍醐山に醍醐寺を開創されたそうです。

無事に（何事も無かったわけではないのですが）ここまでたどり着けたことに感謝し、しばらくのあいだ、額づくほどに拝礼していました。このときはまだ知らなかったのですが、聖宝理源大師は、あの神秘的な小篠ノ宿で修業を重ねられた方だったのです。昨日、山上ヶ岳の裏行場から生還した直後にたどり着いた、あの清冽な靈気に満ちた行場（第六十六番廨）です。

